

第2期北海道余市町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年1月1日時点における北海道余市郡余市町の行政区域とする。面積は概ね14,059ヘクタール（余市町面積）である。本区域は国内希少野生動植物種の生息・生息域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。ただし、自然公園法に規定するニセコ積丹小樽海岸国定公園、特定植物群落である「積丹半島海岸段崖植物群落」、「小樽海岸海岸段崖植物群落」を除く。

（地図）



本促進区域には下表で○を記載した区域が含まれており、－を記載した区域は含まれない。△を記載した区域については、行政区域には含まれているものの本促進区域からは除外し、また×を記載した区域については促進区域の設定を行わない。

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	△
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	△
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	－
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	－
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	△
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	－
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	－
シギ・チドリ類渡来湿地	－
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

余市町は、北海道の西部、積丹半島の東の付け根に位置し、東は小樽市、西は古平町、南は仁木町、赤井川村に隣接している。地理的には、北は日本海に面し、他の三方はゆるやかな丘陵地に囲まれている。町の中央部を余市川が流れており、水資源が豊富である。

気候は、北海道の中では比較的温暖であり、夏は平均気温約２０度で雨が少なく、冬は平均マイナス２度程度で、積雪こそ多いもののマイナス１０度を超えるような厳寒の日はほとんどない。このような気候が、果樹栽培に非常に適しているといわれている。

②インフラの整備状況

交通インフラは、一般国道（以下、国道）５号が町内を縦断している。本国道の利用で、小樽市までは約３０分で移動できる。後志自動車道（余市～小樽）及び札幌自動車道（高速自動車国道）を利用することにより、札幌市には約１時間、新千歳空港まで約１時間２０分で移動できる。

鉄道は、北海道旅客鉄道（以下、ＪＲ）余市駅があり、小樽駅までは約３０分、札幌駅までは約１時間で移動できる。利用者は一日６００人ほどであり、後志管内では小樽市に次ぐ利用者数となっている。しかし、鉄道に関しては今後廃線となることが事実上決定しており、バス転換が検討されている。

港湾は、余市港があり、港には余市郡漁業協同組合による「余市水産物地方卸売市場」などが立地している。本市場は、人口約２万５千人を有する北後志生活圏を有し、北後志及び本州への生鮮魚介類の供給基地として重要な役割を担っている。

(アクセス)



◇新千歳空港 ⇄ 余市町
車で約1時間20分
JRで約1時間40分

◇札幌駅 ⇄ 余市町
車で約1時間
JRで約1時間

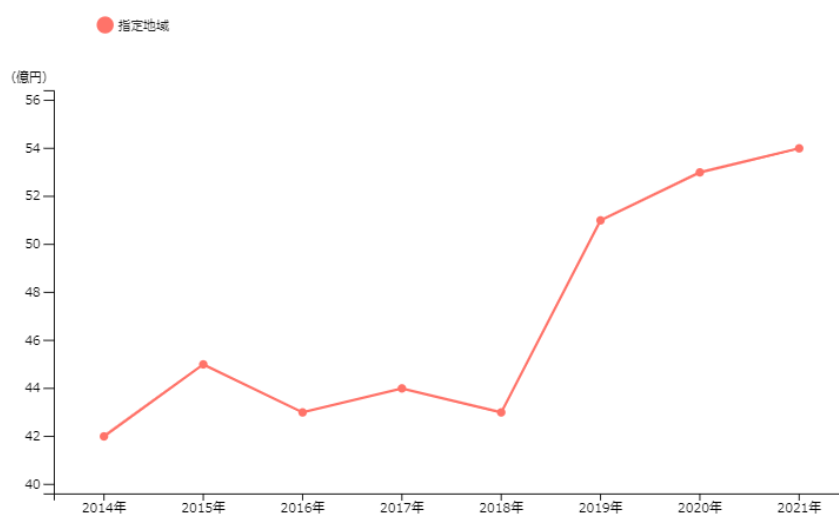
③産業構造

余市町の産業別就職者数は第一次産業17.2%、第二次産業が14.9%、第三次産業が67.4%を占める構造（令和2年国勢調査）となっている。

余市町は、農業が基幹産業であり、令和2年の農業算出額（推計）は約54億円（令和3年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。明治初期からの果樹栽培の歴史があり、りんご、ぶどうの生産が特に多くを占めているが、果樹部門では全道1位の農業算出額を誇っている。

農業産出額（総額）

北海道余市町
すべての農業部門



<RESAS－産業構造マップ－農業－農業産出額－市町村単位－余市町 2021年>

また、漁業については、古くはニシン漁により発展し、町の基礎が築かれたが、ニシンは昭和29年の漁を最後に余市湾への回遊が途絶え、今では「幻の魚」となってしまった。現在は、ニシンに代わって、「えび」、「うに」、「かれい」漁などが盛んに行われ、また北限の鮎の生息地でもある。また、気候風土がヨーロッパと似ているところから、ウイスキー醸造業が昭和初期から行われ、創業者をモデルとしたテレビドラマがNHKで放送され、話題となった。

昭和50年代ころからはワイン産業が盛んとなり、いまや全国ブランドとなるなど、洋酒の町としての一面もある。このほか、豊富な海産物を活用した「かずのこ」や「身欠きにしん」など各種の水産加工品製造も盛んである。

④観光

ニッカウキスキー余市蒸溜所が、観光施設として全国的に有名である。

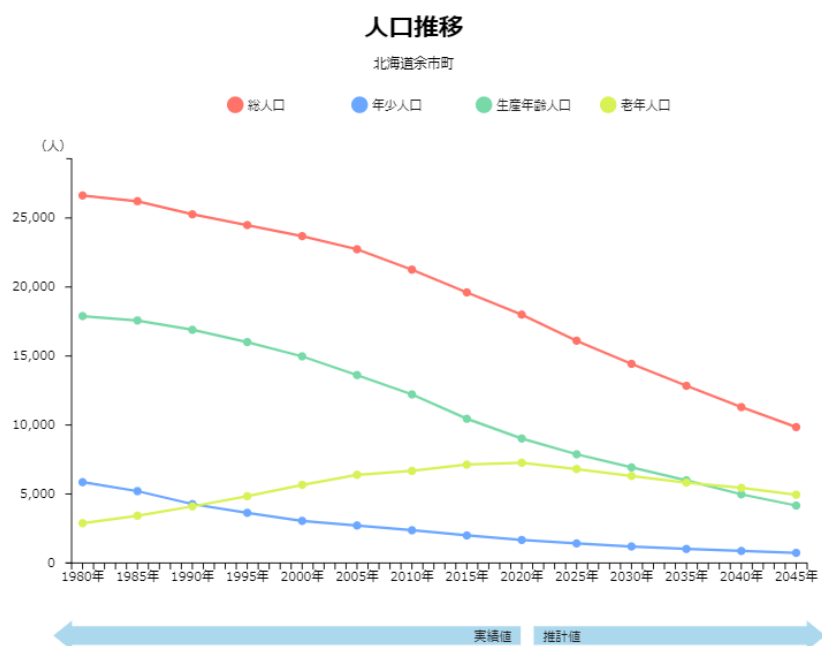
また、「フゴッペ洞窟」や、「旧下ヨイチ運上家」、「旧余市福原漁場」などの史跡も多く、歴史を感じることができる。逆に近未来的な施設として、日本人初のNASA宇宙飛行士であり、余市町出身である毛利衛氏の功績を称える「余市宇宙記念館」がある。

⑤人口分布の状況

余市町の人口分布の状況としては、令和2年の総人口が18,000人となっており、1980年代より減少傾向が続いていることから、過疎化が進行している。

また、生産年齢人口についても同様に減少傾向が続いており、令和2年では9,020人と全体の約50%となっている。

将来推計においても人口減少は避けられない未来であるため、人口が減少しても所得を維持し、地域を持続していくための経済施策の実施が求められている。



＜RESAS－人口マップ－人口構成－市町村単位－余市町 2020年＞

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

余市町は、農業が基幹産業であり、令和2年の農業算出額（推計）は約54億円（令和3年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。明治初期からの果樹栽培の歴史があり、りんご、ぶどうの生産が特に多くを占めているが、果樹部門では全道1位の農業算出額を誇っている。

また、漁業についても後志管内において漁獲数量は4位であるものの、漁獲金額については2位であることから高い生産性を有しており、こうした豊富な農水産物を背景とした食料品製造業が盛んなことから、余市町の製造業の6割超を占めている。

さらに観光資源としては、北海道内トップの19軒ものワイナリーが集積しているほか、NHKの連続テレビ小説「マッサン」において創業者である竹鶴政孝氏がモデルとなったことでも有名なニッカウキスキー余市蒸溜所、多種多様な果物狩りが可能な観光農園など、基幹産業である農業に関係する資源が豊富である。

こうした地域特性を踏まえ、農業・漁業をはじめとする第一次産業から生産された素材を活用し、付加価値の高い地域産品の生産を推進する。また、豊富な観光資源と、これら地域産品の連携による新たな観光メニューの開発等により、観光客数の増大と需要喚起を図り、地域経済の活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	—	131百万円	皆増

(算定根拠)

- ・1件あたり平均47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で1.39倍の波及効果を与え、促進区域で131百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・131百万円は、促進区域の製造業の付加価値1,698百万円（令和3年経済センサス）の約7.7%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。
- ・北海道余市町基本計画における現状の値は、地域経済牽引事業の承認実績がないため、記載しない。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	—	4 7 百万円	—
地域経済牽引事業の 新規承認事業件数	—	2 件	—
地域経済牽引事業の 新規雇用者数	—	2 人	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、北海道の全産業における１事業所あたり平均付加価値額４，６１１万円（令和３年経済センサス）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で１％以上増加すること

②促進区域に所在する事業者の従業員数が開始年度比で１人以上増加すること

なお、（２）、（３）①については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画では設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①余市町のりんご、ぶどう等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ②余市町のワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

- ①余市町のりんご、ぶどう等の特産物を活用した食料品製造関連分野

余市町は、農業が基幹産業であり、令和2年の農業産出額は約54億円（令和3年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。明治初期からの果樹栽培の歴史があり、りんご、ぶどうの生産が特に多くを占めているが、果樹部門では全道1位の農業算出額を誇っている。農家戸数は、361戸、農家1戸当たりの平均面積は2.86ヘクタールとなっている。

野菜ではトマトなどを生産しており、こちらも北海道内では有数の産地となっている。

<北海道内の令和3年 市町村別農業産出額（推計）果樹部門>

順位	市町村名	地域	産出額（千万円）
1	余市町	後志	258
2	仁木町	後志	157
3	壮瞥町	胆振	40
4	増毛町	留萌	38
5	深川市	空知	27

<令和5年7月発行 農林水産省北海道農政事務所統計部なんばんBOOK>

<余市町の主要品種別面積及び収量>

種類	面積（ha）	収量（トン）
りんご	199	2,520
生食用ぶどう	326	3,263
醸造用ぶどう	154	656
トマト	40	1,785

<果樹：農林水産省 令和4年度果樹品種別生産動向調査>

<醸造用ぶどう：余市町政策推進課調べ>

<野菜：北海道農政部農産振興課 令和5年度主要野菜作付実態調査>

余市町の果樹栽培の歴史は古く、明治8年に、余市町に入植した旧会津藩士が、アメリカ人技術者ルイス・ベーマーの手ほどきを受け、日本で初めてりんごの栽培に成功したという記録が残っており、ぶどうなども明治の早い段階から栽培がされていた。

その歴史の大きな転機となったのは、昭和40年代から50年代にかけてである。この頃、りんごやぶどうの価格は次第に下落していき、生産農家は果汁製造などの加工品に活路を見出そうとしていた。そのような中、余市町と仁木町の農業試験地の責任者だった小賀野四郎氏がこの地域に最適な品種を見つけるために100種を超えるぶどうを試験栽培し、両町の農家に栽培指導を行った。



＜全国トップクラスの生産量を誇る醸造用ぶどう＞

そうした努力が実り、昭和49年に余市町最初のワイナリー「余市ワイン醸造所」が創業、昭和58年には本州のワインメーカーと余市町のぶどう生産者の間で試験栽培が始まった。これをきっかけに、続々と北海道内のワインメーカーが町内の生産者と栽培契約を結び、余市町は醸造用ぶどうの一大生産地として知られるようになった。今日では醸造用ぶどうの生産量は全道1位、全国でもトップクラスとなり全国のワインメーカーに出荷されている。

また、漁業について、余市町の年間漁獲数量は2,819トンと後志管内において4位ではあるものの、漁獲金額については2位であることから高い生産性を有している。主な水産物は、えび、うに、かれい等だが、近年では海洋環境の変化に伴いぶりなども多く漁獲されるようになっている。

＜後志管内の沿海市町村別漁獲量及び漁獲金額＞

漁獲量（トン）				割合	漁獲金額（千円）			割合
順位	後志管内				順位	後志管内		
		40,653	100.0%			9,736,136	100.0%	
1	小樽市	20,915	51.4%	1	小樽市	2,567,019	26.4%	
2	寿都町	4,782	11.8%	2	余市町	1,542,168	15.8%	
3	古平町	3,062	7.5%	3	積丹町	1,092,191	11.2%	
4	余市町	2,819	6.9%	4	古平町	1,081,866	11.1%	
5	島牧村	2,779	6.8%	5	寿都町	1,056,056	10.8%	
6	岩内町	2,077	5.1%	6	岩内町	864,984	8.9%	
7	積丹町	2,030	5.0%	7	島牧村	835,210	8.6%	
8	泊村	1,386	3.4%	8	泊村	417,812	4.3%	
9	神恵内村	803	2.0%	9	神恵内村	278,830	2.9%	
10	蘭越町	0	0.0%	10	蘭越町	0	0.0%	

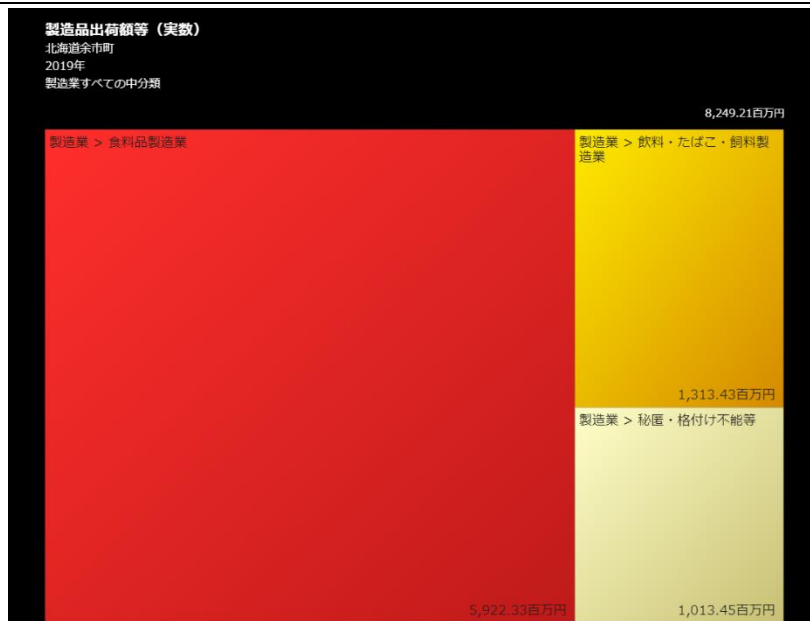
＜北海道水産林務部 令和３年北海道水産現勢＞

＜余市町の主要魚種別漁獲量及び漁獲金額＞

	漁獲量（トン）			漁獲金額（千円）		
	後志管内	余市町	余市町割合	後志管内	余市町	余市町割合
えび	262	147	56.1%	491,644	250,567	51.0%
うに	71	9	12.7%	1,123,153	232,452	20.7%
かれい類	2,443	338	13.8%	338,702	71,695	21.2%
さけ	2,374	432	18.2%	1,866,715	346,493	18.6%
たら	4,181	548	13.1%	643,242	142,641	22.2%
ぶり	1,602	246	15.4%	465,034	88,584	19.0%
たこ	1,136	241	21.2%	589,757	137,665	23.3%

＜北海道水産林務部 令和３年北海道水産現勢＞

これら特産物を加工している食料品製造業の製造品出荷額は約５９億円で、余市町における製造業全体の製造品出荷額約８２億円のうち約７２％を占める。この割合は、北海道平均の約３７％を大幅に上回っており、他の自治体と比して食料品製造業が製造業の基幹を占めていることから、余市町の食料品製造業では、上記特産物の特性を生かした付加価値の高い製品が製造されている。



< R E S A S - 産業構造マップ - 製造業 - 製造業の構造 - 市町村単位 - 余市町 2019 年 >

余市町の食料品製造業の中で特徴的なのが、ワイン醸造所（ワイナリー）である。これまでの余市町のぶどう栽培の実績と近年のワインブームを背景に、北海道内トップの19軒のワイナリーが立地している（ワイナリーの詳細は、②で記載）。

また、余市町の特産物の生産者が自ら加工品の製造を手がける6次産業化の取組も盛んに行われており、全道1位の収量を誇るりんごを加工したジュース、ジャム、シードル、スイーツ（アップルパイ、ジェラートなど）等をはじめとして、各種特産物を加工した製品を製造・販売をしている。これら生産物及び加工品は、②で述べる観光資源としても、大いに魅力のあるものとなっている。

このほか水産加工品製造業者が25社立地しており、これらの事業者では余市町及びその近海で捕れた魚介類を原料に、身欠きにしん、かずのこ、たらこ、燻製品など付加価値の高い製品に加工し、観光客などに販売している。

以上を踏まえ、余市町のりんご、ぶどう等の様々な特産物を生かし、食料品製造事業者の付加価値向上を図り、関連産業である農水産業や観光業等の他分野にも経済的波及効果をもたらすことで、地域経済全体の稼ぐ力の増大を目指す。

②余市町のワイナリー等の観光資源を活用した観光関連分野

余市町には、①でも記載したとおり、ワイン醸造所（ワイナリー）が19軒集積しており、これを観光資源や地域活性化の核として、観光入込客数の増加を図っている。

<余市町のワイナリー>

余市ワイナリー	モンガク谷ワイナリー
ドメーヌ タカヒコ	ドメーヌ ユイ
リタファーム&ワイナリー	ランセッカ
オチガビワイナリー	山田堂
登醸造	ミソノヴィンヤード
ドメーヌ アツシ スズキ	ロウブロウクラフト
平川ワイナリー	ヨカワイナリー
ドメーヌ モン	マルメガネ
ワイナリー夢の森	ドメーヌ・ミズキ ナカイ
キャメルファームワイナリー	

<余市町政策推進課調べ>



<余市ワイナリー>

<余市町の観光客入込数>

年度	観光客入込数	うち宿泊客数	
			うち外国人客数
H30	1085	23	1.3
R1	1135	19	0.7
R2	386	14	0
R3	67	17	0
R4	282	22	0.2

<余市町商工観光課調べ（単位：千人）>

ワインの醸造を行うには、酒税法における果実酒の最低製造数量基準(年間6キロリット

ル)をクリアする必要があるが、これは新規にワイナリーを創業する事業者にとって、大きな負担となる。そこで、余市町では、構造改革特別区域法による酒税法の特例措置を活用し、平成23年11月28日付けで北海道内で初となるワイン特区「北のフルーツ王国よいちワイン特区」として内閣総理大臣から認定を受けた。本特区認定により、果実酒の最低製造数量基準が6キロリットルから2キロリットルに規制緩和され、ワイナリーの設立が容易となった。本特区認定後、17軒のワイナリーが創業しており、うち半数以上が特区制度を活用し設立したワイナリーとなっている。

このほか、ワイナリーの創業を希望する方々に対しては、以前より醸造用ぶどうの新規就農研修生として受入れており、近年では地域おこし協力隊を入り口として、新規就農制度では受入れが叶わなかったワイナリーに対しても、余市町地域おこし協力隊（ワイン産業支援員）として、受入れの拡大を図っている。協力隊員は、地域おこし活動としてワイナリーの支援をしながら自らの技術向上を図り、また地域とのつながりを構築するなど、希望者に寄り添った施策展開を図っている。

地方創生推進交付金（現デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ））においてもワイン分野に関して集中的な支援を行っており、圃場拡大や醸造機器の購入等に係る経費の支援、成分分析機の共同利用システムの導入といった余市町独自の支援に加え、北海道内外へのプロモーションや収穫ボランティアを入り口とした関係人口の拡大等、重層的にワインツーリズムの推進に取り組んでいる。

ワイナリーのほか、余市町の観光資源として、ニッカウキスキー余市蒸溜所がある。同社は、昭和9年に日本のウイスキーの父と呼ばれた竹鶴政孝氏が、余市町の気候風土が本場スコットランドと似ていることから、この地を選んで創業した。製造工程の見学のほか、ウイスキー作り体験ツアーや、ウイスキー試飲・テイスティングセミナーなど、観光客が楽しめる多くの催しを実施していることから、従前より余市町における観光受入の中心であったが、平成26年には竹鶴政孝氏がNHKの連続テレビ小説「マッサン」のモデルとなったこともあり、観光客が大幅に増加した。コロナ禍において落ち込みはあったものの、現在でも余市町を代表する観光施設であることに変わりはない。



<ニッカウキスキー余市蒸溜所>

<ニッカウキスキー余市蒸溜所観光客入込数の推移>

年度	観光客入込数
H30	572
R1	574
R2	39
R3	28
R4	224

<余市町商工観光課調べ（単位：千人）>

このほか、①で記載した果樹栽培の強みを生かし、町内には観光農園が5軒立地しており、りんご、ぶどう、さくらんぼ、いちご、プルーンなどのフルーツ狩りや、ジャム等の加工品を販売している。

以上を踏まえ、集客力が期待できる余市町のワイナリー等の観光資源を活かして、観光入込客数の増加を加速させ、観光に関連する事業者への波及効果により、地域全体の付加価値額向上を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような余市町の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や余市町独自の強みを積極的に活用する。

（２）制度の整備に関する事項

①固定資産税等の課税免除等

余市町では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税相当額の一部補助に関する条例を制定している。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の課税免除に関する条例を規定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

②地方創生関係施策

地方創生関係交付金を活用し、平成27年度より「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」、令和元年度より「食の都よいち、フルコースプロジェクト」、令和2年度より

「よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト」をそれぞれ5年計画で実施しており、ワインツーリズム事業の取組みや北海道内外に向けたワイン産地としての魅力発信、ワインや一次製品の生産能力向上支援、6次産業化の推進など、余市町の強みを最大限に生かすための施策に注力しており、今後においても事業者ニーズに基づいた支援策を展開していくため、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）など地方創生に資する制度の活用を積極的に図りながら、余市町の強みであるワイン関連産業への投資を図るものとする。

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

（３）情報処理の促進のための環境の整備

地域経済牽引事業に関するオープンデータ化を事業者より求められた場合には、内容を精査した上で関係部署と連携を図り、必要に応じた環境整備に努めるものとする。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内及び余市町総合政策部商工観光課において、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び庁内外関係部局と連携して対応していくものとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①事業承継の推進

域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、金融機関や税理士等に「北海道事業引継ぎ支援センター」や「北海道よろず支援拠点」といった支援機関に関する情報等を周知するとともに、地域の中核となっている企業等に対して事業承継診断等の施策ツールを周知する。

②GXの促進支援

ゼロカーボンの実現や再生エネルギーを推進していくために、有識者を交えた検討会を開催し、地域の指針となるエネルギービジョンを策定。基幹産業である農業への導入を見据えたソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の実証調査を進めるとともに、公共施設のみならず民間事業者保有の施設と連携した、官民協働による再エネ導入調査を進めることで、地域資源の付加価値向上や再エネ導入のモデルケース化を図り、事業者のGX化による経済活性化を図る。

③賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

④人材確保に向けた支援

事業者の人材育成・確保を促進するための支援体制構築に向けて、関係機関による情報共有等を図り、企業への情報提供や制度の整備を検討するなど、事業者の取組を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税等の課税免除等	運用	運用	運用
②地方創生関係施策	運用	事業者ニーズの把握、支援策の検討	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境の整備】			
オープンデータ化の推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①事業承継の推進	随時実施	随時実施	随時実施
②GXの促進支援	運用	運用	運用
③賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施
④人材確保支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の支援機関（余市商工会議所、余市観光協会等）と連携して、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①余市商工会議所

余市商工会議所は昭和27年に設立され、現在480の会員で組織されている。同会議所では、小規模事業者の経営や技術の改善発達のため金融、税務、経営、労務などの指導や相談、また地域づくりと商工業振興のため、様々な事業に取り組んでいる。さらには創業支援ワンストップ窓口として、創業支援計画作成の相談など創業支援を行っているほか、余市町と連携のもと、商店街振興や空き店舗対策事業に取り組む。

②余市観光協会

一般社団法人余市観光協会は平成26年に一般社団法人として独立し、現在192の会員で組織されている。余市町の持つ様々な観光コンテンツを結び付け、まちづくりのサポートを行っている。当協会が中心となり観光事業者や農林水産・商工業者等が緊密な連携を図り、積極的な観光客誘致、特産品のPRを行っていく。

③金融機関

北海道信用金庫、北洋銀行等、金融機関と連携を図り、企業の新事業展開、販路拡大等のための資金需要に対して、積極的な支援を行うほか、経営課題に対する相談に対応し、地域企業の事業活動が円滑に進むよう支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

国内希少野生動植物種の生息・生息域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないよう配慮して行う。

また、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪及び事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

P D C A体制の整備等については、余市町総合政策部商工観光課を中心に、本計画及び

承認地域経済牽引事業について効果の検証や計画の見直し等について、年1回程度の関係課による会議開催を検討する。また、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画は、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道余市町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。